

# 答 申 書

(答申第23号)

平成21年8月6日

福井市情報公開審査会

## 答 申

(第 2 3 号)

### 第 1 審査会の結論

異議申立人が行った「市内在住男性と締結した移転補償契約における年月日及び契約総金額並びに建築物にかかる金額、男性が生前に差入れた念書、移転補償代金支払いの相手先及び金額支払いの年月日に係る書類」の公文書開示請求に対し、福井市長（以下「実施機関」という。）がこれを一部開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が公文書一部開示決定通知書（平成 21 年 4 月 16 日付け区 2 第 7 号）で異議申立人に対して行った公文書一部開示決定を取り消し、全部を開示するとの決定を求めるというものである。

#### 2 異議申立理由の要旨

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張する異議申立理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 市と契約者が締結した物件移転補償契約（以下「本契約」という。）に係る建物は、登記簿上では異議申立人の父名義となっているが、実際は、異議申立人が全額私財を投じて建築したものである。
- (2) 異議申立人は、本契約に係る建物について相続する権利を有しているため、本契約に係る契約年月日、移転補償金の額、工事完成年月日及び全額受理の方法・年月日の事項について知る権利を有する。

### 第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が、審査会に提出した理由説明書及び審査会での陳述において述べている説明は、次のように要約される。

#### 1 事実関係の経過について

平成 21 年 4 月 1 日、異議申立人が来庁し、当該物件の所有権を主張し、契約者名、補償額等を知りたい旨依頼を受ける。実施機関は、本契約に係る契約者の子（契約者が既に死亡しているため。）と連絡を取るが、同意を得られず。

同月 10 日異議申立人から公文書開示請求が提出される。

#### 2 非開示決定の理由

開示請求に係る公文書中、非開示とした部分については、いずれも実施機関と

請求人以外の個人との間で交わした契約に係る文書であって、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されている部分である。

したがって、本件公文書開示請求について、福井市情報公開条例第7条第2号本文に規定する個人情報に該当すると判断し、公文書の一部を非開示として決定した。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 結論

審査会は、異議申立てに係る公文書の内容と申立人の意見書及び実施機関の主張を審査した結果、本件公文書については、移転補償契約に係る異議申立人以外の個人に関する情報が記載されているものであり、本件で非開示とした部分については、福井市情報公開条例第7条第2号本文に規定する個人情報に該当し、同号ただし書きには該当しないと認める。

よって、当審査会は、頭書のごとく結論する。

##### 2 付言

異議申立人から提出された意見書の内容及び実施機関からの意見陳述によると、今回の異議申立ての背景には、本契約に係る物件の権利関係についてお互いの意思に差異が存在している。

本契約については、登記簿上の所有者が死亡していたことから、通常の契約よりも権利関係の確認について慎重を期すべきものと考えるが、今回の実施機関の移転補償の進め方において、十分に異議申立人の理解を得られる方法が採られたとは考えにくい。

結論において実施機関の公文書開示に係る判断に誤りはないものの、実施機関は、今後当該事業の性格や重要性等を十分考慮し、適切な事務処理に努めるよう、審査会として注意を喚起する。

平成21年8月6日

福井市情報公開審査会

会長 海道 宏 実

【 審 査 会 の 経 過 】

年月日	審査の経過
平成 21 年 5 月 19 日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
平成 21 年 6 月 12 日	審議（第 1 回）
平成 21 年 7 月 7 日	審議（第 2 回） 実施機関意見陳述
平成 21 年 8 月 4 日	審議（第 3 回） 答申案検討
平成 21 年 8 月 6 日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	備 考
泉 幸 枝	
大 村 順 一	
奥 村 祥 子	会長職務代理者
海 道 宏 実	会長
村 上 千 夏 子	

（氏名は 50 音順）